

11月は「過労死等防止啓発月間」です！

しごとより、いのち。

過労死等防止対策推進法では、11月を「過労死等防止啓発月間」としており、厚生労働省では、その一環として過重労働解消キャンペーンを11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしております。

「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。

このため、事業主には過労死等防止のための取組として、次の事項の実施が求められます。

- ◎長時間労働の削減
- ◎過重労働による健康障害の防止
- ◎働き方の見直し
- ◎職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ◎職場のハラスメントの予防・解決
- ◎相談体制の整備等

この期間に労使協力し、過労死をゼロにして、健康で充実して働き続けることができる社会の実現を目指しましょう。

11月は過労死等防止啓発月間です。

過労死等啓発月間には、過重労働解消キャンペーンを実施しています

- 1 労使の主体的な取組を促進します**
使用団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。
- 2 労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問等を実施します**
都道府県労働局長が管内の企業を訪問する等により、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集し、広く紹介いたします。
- 3 長時間労働が疑われる事業場などへの重点監督を実施します**
長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。
- 4 労働相談を実施します**
11月1日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集し、広く紹介いたします。
令和7年11月1日(土) 9:00~17:00 ☎ **0120-794-713**
11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談はつとライン」で相談をお受けいただけます。
相談窓口の詳細 ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>
- 5 過重労働解消のためのセミナーを開催します**
事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」(要申込)を開催します(無料です)。
※全47都道府県で全48回開催(無料です)となります。詳細は専用ホームページをご覧ください。
専用ホームページ ▶ <https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kaiyu-kaishou/>

労働相談はこちら



過重労働解消セミナーはこちら



過労死等防止対策シンポジウムはこちら



「しわ寄せ」防止キャンペーンはこちら



11月を中心に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。
※全47都道府県で全48回開催(無料です)となります。詳細は専用ホームページをご覧ください。
専用ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります

大企業・委託業者等による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小企業への「しわ寄せ」を生じさせないように、適正なコスト負担を伴わない短期間短時間労働や急な残業更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト ▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

勤務間インターバルを導入しましょう ～事業主の努力義務です～

働き方関連法に基づき労働時間等設定改善法が改正され、H3 1年4月より、終業時刻から次の始業時刻の間に一定時間の休息を確保することが事業主の努力義務として規定・施行されており、この休息のことをインターバル時間といいます。「勤務間インターバル制度」とは、勤務終了後から一定時間以上のインターバル時間を設けることで、従業員の生活時間や睡眠時間を確保しようとするものです。

具体例としては、始業時刻を午前8時、インターバル時間を1時間と設定した場合、23時まで残業をしたとすると、次の日の午前10時から始業させることや21時以降の残業を禁止し、次の日の始業時刻以前の勤務を認めない等の方法が考えられます。

勤務間インターバル制の導入により、従業員がインターバル時間を確保できるようになることで、①従業員の健康維持・向上、②従業員の確保・定着、③生産性の向上、が期待されます。

なお、「働き方・休み方改善ポータルサイト」内で、全業種イットをははじめとし、建設業、食料品製造業、社会福祉施設・介護食サービス業等さまざまな業種ごとの

導入・運用マニュアル(冊子)がダウンロードできます。

少子高齢化に伴い人手不足が続く状況下、各事業場においては、労働者の定着のためにも勤務間インターバル制度の導入を積極的にご検討願います。

働き方・休み方改善ポータルサイト
こちら事業、宿泊業・飲



